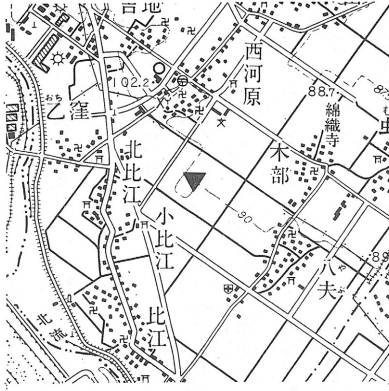


滋賀・湯ノ部遺跡

- 1 所在地 滋賀県野洲郡中主町西河原・八夫ヤウ
- 2 調査期間 一九九一年(平3)五月～一九九二年三月
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会・勸滋賀県文化財保護協会
- 4 調査担当者 濱 修
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(近江八幡)

湯ノ部遺跡は、旧野洲川の形成した扇状地性の低地上にあり、現在には微高地上に立地する集落と集落に挟まれた水田地帯となっている。遺跡は東西方向に形成された埋没微高地上に立地し、弥生時代以降の数多くの遺構・遺物が埋蔵されている。湯ノ部遺跡から北へ約一・二kmの地点には、七世紀後半から八世紀前半の木簡が二〇点近く出土している西河原森ノ内遺跡があ

り、南東約3kmには野洲郡衙推定地の和田・小篠原遺跡がある。

発掘調査は県道建設に伴うもので、一九九〇年度の小比江遺跡こびえの調査に引き続き、対象面積約七〇〇〇㎡について行なった。

調査の結果、下層より弥生時代前期から後期にかけての住居跡、祭祀場跡、方形周溝墓群を検出した。これは小比江遺跡から連続して形成されている。また、上層では七世紀後半から八世紀前半にかけての掘立柱建物や溝、鉄器生産の鍛冶関連遺構を検出した。掘立柱建物は二間×三間以上で、比較的小規模な建物である。鍛冶関連遺構としては幅五〇cm、深さ二〇cm程度の小溝により方形に区画された内側に、柱穴や鉄の熔解滓、鞆の羽口、炭化材などが廃棄された土坑、焼土跡などを検出した。この遺構は周辺に広がりをもつものと推定され、鍛冶関連の工房が存在したと思われる。

木簡はこれらの遺構の西端を南北方向に区画する溝から出土した。この溝は幅約一・六m、深さ約〇・六mで、南北方向に二八mにわたり検出した。出土した遺物は、木簡一点のほか、須恵器の杯身・杯蓋・壺や、土師器の杯・甕のほか、斎串、獣角、排滓、木片などである。また、埋没した最終面から土馬片も出土している。出土した遺物の年代観は、須恵器の杯蓋がやや大型で、宝珠形のみまみをもち、内面にかえりがつくものであることから、七世紀後半の時期である。

西河原森ノ内遺跡も同時期の遺跡であり、湯ノ部遺跡も関連する

遺跡群と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「丙子年十一月作文記」 (側面)

・「牒玄逸去五月□□□陰人

自從二月已来□□養官丁

久蔭不潤□□□□陰人」

・「次之□□丁□□□□
〔壞カ〕 及於□□□□□□□□
〔人カ〕

裁謹牒也

274×120×20 011*

木簡は中央部が広がる長方形状で、従来の○一型式の短冊型とはやや異なる。厚さは2cmもあって、厚手である。完形品で、表・裏以外に側面にも文字を記す。

側面は背文字として「丙子年」の年紀を記す。丙子は六七六年か七三六年が考えられるが、干支を用いており、また共伴した出土遺物の年代から、前者と考えられる。「記」については「汜」とする異説もある。

表は文字が木目にそって湾曲して記載されている。二行目「来」から「養」、三行目「潤」から「蔭」の間は削りとられている。「女逸」については人名説が有力である。「去五月」は春五月とも読め

(側面)

丙子年十一月作文記

(表面)

牒玄逸去五月□□□陰人
 自從二月已来□□養官丁
 久蔭不潤□□□□陰人

(裏面)

次之 □□ 丁 □□ □□
 及於 □□ □□ □□ □□ □□ □□
 裁謹牒也

出刻
 人カ

るが文意から「去」とする。「蔭」は三文字見られ、「蔭人」は二回記される。「官丁」は初出。「久蔭不潤」は和文調である。

裏は表面に比べ腐蝕が甚しく、裏面を上に向けて出土したので、廃棄時点でしばらく地表に放置されていたと思われる。一行目、二行目とも文意は不明。一行目の最後の二文字は「等利」か。二行目最後は「准」か。三行目は「裁謹牒也」で終る。

本木簡は文書木簡で、「久蔭不潤」「牒：謹牒也」の記載から、個人が官司にあてた上申文書と思われる。また、厚手の檜材を使用し、側面に年紀入りの背文字を記すことから、保管文書と推察され、実際の上申文書は別に提出されたものと思われる。「牒：謹牒也」と公式令牒式条の「牒云々。謹牒」との関連は明らかではない。早川庄八氏「公式様文書と文書木簡」(『木簡研究』七)、『律令』(『補注』)によれば、牒は日本でも唐でも下達文書、平行文書、上申文書のいずれにも用いられていた。本牒は上申文書として使われている。

「蔭人」は八世紀初頭から実施された蔭位制との関連が考えられるが、『日本書紀』天武五年(六七六)四月辛亥条にみえる地方豪族の出身法についての勅との関連から、それより早く天武朝初年には地方豪族の出身法を「蔭」と呼んでいた可能性がある。

木簡と鍛冶関連遺構との関連は明確でないが、西河原森ノ内遺跡の九号木簡には「金工人」の語が記されている(『木簡研究』一二

一四九頁)。

なお、木簡の釈読・内容については、立命館大学山尾幸久氏、大阪大学東野治之氏、奈良国立文化財研究所史料調査室など多くの方々のご教示を得た。

(濱 修)